

監査報告

独立行政法人通則法(以下「通則法」という。)第 19 条第 4 項及び同法第 38 条第 2 項の規定に基づき、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構(以下「法人」という。)の平成 29 事業年度(平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日)の業務、事業報告書、財務諸表(貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類(案)、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書及びこれらの附属明細書)及び決算報告書について監査を実施し、その方法及び結果を取りまとめたので、以下のとおり報告する。

I 監査の方法及びその内容

各監事は、監査計画に基づき、理事長、副理事長、理事、内部監査部門、業績評価部門その他職員(以下「役職員等」という。)と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めた。また、平成 28 年 4 月 1 日国立研究開発法人 農業生物資源研究所、国立研究開発法人 農業環境技術研究所、及び独立行政法人 種苗管理センターとの統合に鑑み、通常の監査項目に加え4法人統合後の業務遂行状況の取組等を引き続き平成 29 事業年度も重点監査項目として設定し、役員会その他重要な会議に出席して、役職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、主たる事務所及び従たる事務所において業務、財産の状況及び主務大臣に提出する書類を調査した。

また、役員(監事を除く。以下「役員」という。)の職務の執行が通則法、個別法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するための体制(以下「内部統制システム」という。)について、役職員等からその整備及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めた。

さらに、当該事業年度に係る財務諸表及び決算報告書(以下「財務諸表等」という。)について検証するに当たっては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適切な監査を実施しているかを監視及び検討するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。また、会計監査人から会社計算規則第 131 条で定める「会計監査人の職務の遂行に関する事項」と同様の事項の通知を受け、必要に応じて説明を求めた。

以上の方法に基づき、法人の当該事業年度に係る業務、事業報告書及び財務諸表等の監査を行った。

Ⅱ 監査の結果

1 法人の業務の実施状況についての意見

法人の業務は、法令等に従い適正に実施され、中長期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているものと認める。また、平成 28 年 4 月 1 日の 4 法人統合による組織体制・業務の整理がなされ、組織の機能性が向上している。なお、平成 30 年 4 月 1 日に農業機械化促進法が廃止されたこと等に伴い、中長期目標及び中長期計画が変更されたことから、農業機械化促進業務等における着実な業務の実施が次年度に向けての新たな課題と認識する。

2 法人の内部統制システムの整備及び運用についての意見

- (1) 内部統制システムに関する法人の長の職務の執行について、指摘すべき重大な事項は認められない。
- (2) 平成 29 年 11 月、会計検査院から、平成 28 年度に導入した利用者端末装置管理システムを構成する台帳システムが端末等の管理に利用されていなかったことを不当事項とされたが、速やかに必要なシステムの改修等を行い、当該システムの運用が開始された。また、今後はシステム導入の計画段階において実効性のある導入計画を策定する等の再発防止策を講じている。
- (3) 平成 29 年 10 月に農業用機械による労働災害が発生したことを受け、原因の詳細な調査分析を行い、再発防止策を講じた上で職員に対して周知徹底した。併せて、役職員に対して労働災害防止についての講演会を開催し、労働安全衛生に関する意識の向上を図るなど、労働災害撲滅に向け強化策を講じている。
- (4) つくば地区の事業場について、大わし事業場に管理部門を配置することを決定するとともに、事業場の運営マニュアルの作成等が行われており、次年度に向けて効率的な事業場運営の更なる改善が図られるものと認識する。
- (5) 4 法人統合後は、様々な改革が進み、また外部連携強化も進む中、各種リスクに、適確、柔軟に対応することで、さらに内部統制の強化に繋げることができるものと認識する。

3 法人の役員の職務の遂行について

役員の職務の執行に関する不正の行為又は法令等に違反する重大な事実とは認められない。

4 財務諸表等についての意見

会計監査人「有限責任監査法人トーマツ」の監査の方法及び結果は相当であると認める。

5 事業報告書についての意見

事業報告書は、法令に従い、法人の状況を正しく示しているものと認める。

Ⅲ 独立行政法人改革等に関する基本的な方針等過去の閣議決定において定められた
監査事項についての意見

1 給与水準の状況

給与水準については、事務・技術職員及び研究職員のいずれも国家公務員とほぼ同じ水準であり、妥当であると認める。なお、平成 29 年度におけるラスパイレス指数（年齢勘案）は事務・技術職員は 96.7、研究職員は 97.6 である。

2 随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況

契約の適正化を含めた入札・契約の状況については、契約監視委員会（外部有識者 4 名、監事 3 名）及び入札監視委員会（外部有識者 3 名）により必要な点検が行われ、法人の契約は会計規程等に従って適正に行われていると認める。

3 法人の長の報酬水準の妥当性

法人の長の報酬については、給与法指定職俸給表を参考として報酬水準が設定されており、他の国立研究開発法人の長の報酬との比較からも妥当であると認める。

4 保有資産の見直し

法人が保有する土地、建物等については、厳しい予算状況の中でも、常時見直しを図り、研究業務を継続する上で効率的な資産保有となるよう推進していると認める。

平成 30 年 6 月 12 日

国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構

監事

小林 一也

監事

中田 淳

監事

小林 栄隆